

# 事務局だより

公益社団法人箕面市シルバー人材センター

1月号

443号

TEL 723-8077 FAX 721-5315

E-mail m-silver@hcn.zaq.ne.jp

URL <https://minoh-silver.jp/>

会員数 1,353名 (男907名 女446名)

令和4年(2022年)1月6日発行



あけまして  
おめでとう  
ございます



今年も職員一同頑張っています。どうぞよろしくお願いいたします。

## 設立 40 周年記念事業

◆◆◆ 第36回会員作品展を開催しました ◆◆◆

12月16日(木)～20日(月)の5日間、箕面文化・交流センターにおいてセンター設立40周年記念事業「第36回会員作品展」が開催され、期間中には、箕面市長をはじめ約700名の来場者がありました。

昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった会員作品展ですが、今回は、新型コロナウイルス感染防止対策を行いながら、2年ぶりに開催する事が出来ました。作品展の開催にあたり、多くの会員皆様にお手伝いをいただき、無事に終了する事が出来ました。皆様のご協力、ありがとうございました。



箕面市長も来場されました！



農園班の野菜抽選会



工作教室の様子

## ◇◇◇ 配分金の確定申告のお知らせ ◇◇◇

令和3年中に当センターから支払われた配分金は、所得税法上「雑所得」として取り扱われ、3月15日までに所得税の確定申告を行う必要があります。

令和3年1月～12月の間に就業されました会員皆さんには、1月下旬より「配分金支払証明書」を送付しますので、確定申告の必要書類としてご利用ください。

所得税の計算方法は、所得額、扶養親族等により異なりますので、詳しくは、豊能税務署にお問い合わせください。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、確定申告会場の混雑回避が求められていますので、スマホやパソコンを利用し確定申告をお願いします。

この事務局だよりと一緒に配布しています、「配分金の確定申告のお知らせ」及び豊能税務署からの確定申告についてのチラシをご覧ください。

## ★★★ 「就業募集票」を活用ください ★★★

就業会員の募集につきまして、センター本部事務所1階の掲示板、東部地区事務所に「就業募集票」を掲示しています。まだ就業会員が決定していない仕事が多くあります。ぜひ、ご利用ください。担当の職員が対応させていただきます。

※ 就業については、各担当職員を面談のうえ決定させていただいています。

### 今月の就業相談日

就業についての希望・悩みごと及び職種転換などの相談に応じます。

特に未就業の方で、就業を希望される方は、是非就業相談にお越しください。

【日 時】 令和4年1月25日（火） 午後1時～午後3時  
【場 所】 ふれあい就労支援センター2階「相談室」  
【担 当】 中川 建治 理事

## 配分金の確定申告のお知らせ

配分金所得の確定申告についてお知らせします。

会員が受ける配分金は、所得税法上「雑所得」とされ、センター等から受取った配分金収入は、所得税の確定申告をする必要があります。

ただし、配分金収入に対しては、租税特別措置法第27条により、**55万円を上限**として最低保証必要経費が認められています。

また、公的年金を受給している場合は、配分金収入とは別に公的年金等の控除が受けられます。

令和3年1月～令和3年12月までに就業された会員さんには、**1月下旬より「配分金支払証明書」を送付**しますので、確定申告の手続きの必要書類としてご利用ください。

下記の場合は確定申告の必要があります。

### 《配分金収入だけの場合》

年間配分金等の合計が103万円を超える場合

### 《配分金等の収入のほかに年金収入がある場合》

① (年間配分金額－必要経費等の控除額 55万円まで) + (公的年金等額－公的年金等の控除額) = **所得金額**

② 基礎控除額48万円 = **控除額**

確定申告が必要な場合 ①の**所得金額**から②の**控除額**を差し引いて、残額の有る方は、確定申告をして、税額を精算することになります

### 《参考》

#### \*公的年金等の控除額

65歳未満(昭和32年1月2日以後生まれ)

公的年金等の収入額	控除額
130万円以下	<b>60万円</b>
130万円超 410万円以下	年金収入×0.25+ <b>27.5万円</b>
410万円超 770万円以下	年金収入×0.15+ <b>68.5万円</b>
770万円超 1000万円以下	年金収入×0.05+ <b>145.5万円</b>

65歳以上(昭和32年1月1日以前生まれ)

公的年金等の収入額	控除額
330万円以下	<b>110万円</b>
330万円超 410万円以下	年金収入×0.25+ <b>27.5万円</b>
410万円超 770万円以下	年金収入×0.15+ <b>68.5万円</b>
770万円超 1000万円以下	年金収入×0.05+ <b>145.5万円</b>

#### \*源泉控除対象配偶者及び扶養親族の数に応じた控除額

区 分		控除額
対象 源泉 配偶者	一般 70歳未満	38万円
	老人 70歳以上	48万円
扶養 親族	一般 16～18歳 23～69歳	38万円
	特定 19～22歳	63万円
	老人 70歳以上	一般 同居 48万円 58万円

**配分金収入、年金収入以外に収入がある場合など、詳細については税務署でお尋ね下さい**